

資金交付制度の仕組みと運用状況

室徳圭

Noriyoshi Muro

滋賀大学 経済学部 / 特別招聘准教授

目次

I はじめに

II 資金交付制度の仕組みと運用状況

III 最後に

I はじめに

我が国経済は、バブル崩壊以降長期停滞に陥った。デフレの長期化、経済成長の停滞、株価の低迷等も相まって、バブル崩壊以降の日本経済は「失われた10年」とも「失われた20年、30年」とも指摘されてきた。

こうした中、日本の企業、特に中小企業と密接な関係を持つ地域金融機関¹⁾も経営の苦境に立たされてきた。日本全体での経済低迷に加え、趨勢的な生産年齢人口の減少、それに伴う地域経済の衰退、超低金利環境の長期化など、地域金融機関を取り巻く経営環境は非常に厳しくなっている。これに加え、フィンテック企業の台頭、デジタル化の進展に伴う金融機能のアンバンドリング化²⁾など、時代の波も押し寄せて来ている。

これまで地域金融機関は、地域の旺盛な資金需要を前提として、預貸ビジネスによる収益を柱とし、窓口において様々な金融サービスを受けることができる「フルバンク型店舗」を域内で展開するビジネスモデルにより、発展を遂げてきた。しかし、生産年齢人口減少や地域経済の衰退により資金需要が低下し、超低金利政策の長期化により利鞘が縮小することで、「量」(貸出残高)の観点からも、「価格」(利子)の観点からも、「預貸ビジネス」の先行きは益々厳しくなってくる。加えて、大和総研(2020)は、個人の決済手段の多様化により店舗の活用機会が減少し、「フルバンク型店舗」が

1) 本稿では、地銀、第二地銀、信用金庫、信用組合等の特定の地域を営業基盤とする預金取扱金融機関を指す。

2) 預金取扱金融機関がこれまで一体的に提供してきた金融機能(預金、貸付、為替取引)を分解し、特定の金融サービスに特化した機関等が個別に金融機能を提供すること。

「地域になくはならない店舗」から「あまり必要のない機能を備えた店舗」になった、と指摘している。このように、現下の厳しい経営環境において「従来型ビジネスモデル」を単に現状維持するだけでは、地域金融機関の先行きが厳しいと言えよう。今後、生産年齢人口が減少していく中で地域金融機能を維持していくためには、地域金融機関において、いかに事業の抜本の見直しを行い持続可能なビジネスモデルを構築していけるか、が重要である。

こうした中、地域金融機関の事業の抜本の見直しの促進を通じて、持続的な地域金融機能の維持を図ることを目的に、2022年7月、政府は「資金交付制度」を創設した。本制度を通じて、地域金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みが期待されるところではあるが、そもそも本制度の具体的な仕組みについては、例えば、金融庁(2021a)が実施計画のモニタリングを行う主務大臣の観点から整理しているものの、資金交付の実務の観点については触れられていない。

そうした点を踏まえ、本稿では、「資金交付制度」を、制度の変遷、意義、対象金融機関、実効性確保のための仕掛け、交付契約の実務、制度実施のための財源、交付される資金の使途、交付額に係る内容、交付方法や実績、の観点から再整理することで、主務大臣とは異なる視点から制度の全貌を体系的に明らかにする。

II 資金交付制度の仕組みと運用状況

地域金融機関はポストコロナの地域経済を支える「要」として期待される。特に生産年齢人口の

減少等に直面している地域においても、地域金融機関がその役割を全うし、地域金融機能を維持するため、2022年7月、改正金融機能強化法³⁾が施行され、「資金交付制度」が創設された。

本制度は、生産年齢人口の減少等に直面している地域を営業拠点とする地域銀行や信用金庫等が、合併・経営統合等の事業の抜本の見直しとして経営基盤強化のための措置を実施するに際し、「実施計画」を作成し、国の認定を受けることで、当該措置に要する経費の一部について、国(預金保険機構)から資金交付を受けるものである。本制度は時限措置であり、2026年3月末までを申請期限としている(法34条の15第1項)。

本制度の具体的な特徴について、①金融機能強化法の変遷と特徴、②資金交付制度の枠組みと意義、③資金交付制度の対象、④実施計画の認定と実効性確保、⑤資金交付契約の締結、⑥資金交付の財源、⑦資金交付の対象経費、⑧資金交付の限度額と資金交付予定額、⑨資金交付の方法と実績、の観点から整理する。

① 金融機能強化法の変遷と特徴

そもそも「資金交付制度」の根拠法となる金融機能強化法は、2004年、金融機関による不良債権処理が進む中、金融機能を維持するための新たな公的資金制度として制定された。金融機能安定化法や早期健全化法に基づく従来の公的資金制度が、1990年代後半の金融危機を受け、金融システムの安定化及び不良債権処理を進めることを目的として制定されたものであるのに対し、金融機能強化法による公的資金制度は、金融機関の健全性に問題が生じる前に予防的に資本注入を行うことで、健全性を維持し、金融の円滑や地域

3) 「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律(令和3年5月26日法律第46号)」により改正された「金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成16年法律第128号)」を指す。

経済活性化を図ることを目的として制定されたものである。

その後、金融機能強化法は幾度かの改正を経る。大きな改正では、2011年3月の東日本大震災を受け、被災地域の金融機能を維持・強化するための公的資金制度の特例措置が設けられ、2020年初め頃からの新型コロナウイルス感染症の蔓延を受け、資金繰りに窮する中小企業を支援する観点から公的資金制度の特例措置が設けられた。いずれも危機対応としての措置である。

そして、2022年7月、ポストコロナの地域経済を支え、生産年齢人口の減少等に直面している地域の金融機能を維持するため、「資金交付制度」が創設されるに至る。

このように金融機能強化法は従来公的資金制度の枠組みとしての性格が強かったが、本制度は従来の公的資金制度とは異なる新たに付加された枠組みとなっている。公的資金は、政府が金融機関の優先株式や普通株式等を引き受けることで資金を供給するものであり、金融機関の財務の健全性が改善すれば当然返済（政府による売却処分）しなければならない。一方で、資金交付は渡し切りであり返済の必要はない。ただし、その分資金使途や財源等の制約が強い（詳細は⑥、⑦、⑧にて後述）。

② 資金交付制度の枠組みと意義

では、なぜ今回「資金交付制度」という枠組みを採ったのか。公的資金制度も「資金交付制度」も同じ金融機能強化法に基づく枠組みであり、「金融機能を維持・強化し、業務の健全かつ効率的な運営と地域経済活性化を図る」という同法の基本理念は共通している。しかし、地域金融機能

の維持に支障をきたす恐れがあるリスクがいつ顕在化するかという点において、両者が想定する時間軸は大きく異なると考えられる。

金融機能強化法の公的資金制度は、足下で金融機関の健全な業務運営に支障をきたす状況になくとも、予防的な観点から金融機関の財務の健全性の維持・強化を図るものであり、足下で財務の健全性に対するリスクが顕在化し始め、又は我が国が未曾有の危機に直面し、将来において健全な業務運営に支障をきたす恐れがある場合に利用されることが想定される。

一方で、今般の政策目的は、生産年齢人口の減少等に直面している地域において、金融機能を維持し、地域経済の活性化を図ることにある。人口減少地域では、足下で財務の健全性に対するリスクが顕在化していなくても、生産年齢人口の減少等の進行によりいずれリスクが顕在化し、将来的に健全な業務運営に支障をきたし、地域金融機能の維持が困難になる恐れがある。しかしながら、足下において財務の健全性に対するリスクが顕在化していなければ、直ちに公的資金を注入する大義がない。つまり既存の公的資金制度では、人口減少地域における将来の金融機能維持の問題に早い段階から対応できない。

そこで創設されたのが、今般の「資金交付制度」である。「資金交付制度」は、公的資金制度より時間軸の観点でもう少し先の未来で財務の健全性に対するリスクが顕在化し、将来的に金融機能の維持に支障をきたす事態を想定したものであり、そうしたリスクが顕在化する前に、早め早めの事業の抜本的な見直しを促すことで、地域金融機能の維持を図ることが狙いである。

また、「資金交付制度」には、抜本的事業の見直しに早期に着手させるためのインセンティブ(動機付け)の付与という重要な役割がある。そもそも生産年齢人口減少等の構造的問題は今に始まったわけではなく、以前からの周知の事実である。その間、地域金融機関はただ手をこまねいてきたわけではなく、貸出先の新規開拓や非金利収入の重点化、業務・店舗の合理化、人員削減、DXの推進など、経営の効率化に向けた様々な取組みを実施し、一定の成果を上げてきた。しかも、現時点で必ずしも財務の健全性に対するリスクが顕在化しているわけではない。このように現時点で危機的状況に陥っているわけではないが故に、かえって従来の経営体制や方針を大きく変えるような事業の抜本的な見直しにまで踏み込んだ経営判断に躊躇し、後回しになっている側面もある。

しかしながら、構造的問題による経営への影響は今すぐに顕在化しなくとも、徐々にではあるが確実に容赦なく押し寄せている。リスクが顕在化し、危機的状況に陥ってからの対応では、手遅れになりかねない。

こうした状況を打破するために一石を投じることが期待されるのが、「資金交付制度」である。「資金交付制度」は、「資金交付」という金銭的なインセンティブを付与することで、地域金融機関の事業の抜本的な見直しの実施における金銭面でのハードルを下げ、早め早めの経営判断を促すことを企図するものである。

③ 資金交付制度の対象

では、「資金交付制度」は具体的に何を対象として、どのような場合に利用できるのか。金融機能強化法(以下、法という)第34条の10第1項によると、

本制度の対象について、「基盤的金融サービスの提供の維持のために必要な事業の抜本的な見直しとして経営基盤の強化のための措置を実施する金融機関等」と定義している。

「基盤的金融サービス」とは、地域金融機関がその地域において提供している国民生活及び経済活動の基盤となるサービスのことであり、具体的には、預金・貸付・為替取引といった銀行の固有業務に加え、公金の取扱い等の一部付随業務等を指しており、地域金融機能として不可欠なサービスのことを言う。

また、「事業の抜本的な見直し」は2つに大別される。1つは、(1)合併、(2)事業の全部を承継させる会社分割(共同新設分割・共同吸収分割)、(3)事業の全部を承継する会社分割(吸収分割)、(4)事業の全部の譲渡又は譲受け、(5)株式交換、(6)株式移転、(7)株式の交付又は取得といった合併や経営統合を行う場合を指す。もう1つは、単体による事業の抜本的な見直しであって、(8)業務効率の向上により、収益性が大きく向上すると見込まれる場合を指す。後者の業務効率向上策については、具体的な数値基準として、後述の実施計画初期の直前事業年度末及び計画終期との比較で、修正業務粗利益経費率15%以上の低下、修正経費20%以上の低下が見込まれることを要件としている(内閣府令⁴⁾第103条)。

このように本制度を利用するためには、基盤的金融サービスを維持するために、合併・経営統合等の事業の抜本的な見直しの実施という大きなハードルをクリアしなければならない。しかし、合併・経営統合等は言うまでもなく従来の経営体制を根本的に覆す重要な経営判断である。地域金融機関は、「地域金融機能の維持」という重要な

⁴⁾ 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令(平成十六年内閣府令第六十七号)

公共的使命を負っているものの、金融サービスの多様化・高度化による顧客利便性の向上などが期待される「私企業性」の観点から、その経営は自主的判断・自律的運営によって営まなければならない。このため、本制度は、地域金融機関の自主的判断に基づき、その申請によって利用されるものとなっている。

④ 実施計画の認定と実効性確保

では、「資金交付制度」が要件とする「地域金融機能を維持するための事業の抜本的な見直し」の実効性をどのように確保すれば良いか。本制度を利用しようとする場合、地域金融機関は、事業の抜本的な見直しとして経営基盤強化のための措置に関する実施計画を策定し、主務大臣の認定を受けなければならない(法第34条の10第1項)。

実施計画の計画期間は5年以上とされている。そして、実施計画には、法第34条の10第2項に基づき、(1)合併・経営統合等の抜本的事業の見直しとしての経営基盤強化のための措置内容と実施時期、(2)地域における貸出等の基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項、(3)中小企業への金融円滑化など地域経済活性化に資する方策、(4)計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項、(5)資金交付を求める金額等について記載する必要がある。

また、実施計画には主務大臣による認定が必要となる。主務大臣は地域金融機関からの申請により提出を受けた実施計画について、法第34条の10第3項に基づき、(1)提供される基盤的金融サービスが地域経済にとって不可欠か、(2)その地域において人口減少等により基盤的サービスの持続的な提供が困難となるおそれがあるか、(3)計画の

実施により基盤的サービスの提供が維持されると見込まれるか、(4)各方策の実施が中小企業の金融円滑化や地域経済活性化に資するか、(5)計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるか、といった要件を満たしているかを審査する。

では、主務大臣は具体的にどのような観点に着目をして実施計画を審査するのだろうか。金融庁(2025a)によると、例えば、「人口減少等により基盤的サービスの持続的な提供が困難となるおそれがあるか」との要件については、その地域の生産年齢人口や事業所数の減少が継続するなど、基盤的金融サービスに対する需要の持続的な減少が生じているか、あるいは基盤的金融サービスからの収益で当該サービスに係る経費を賄えなくなり、事業の抜本的見直しを行わない限り、基盤的金融サービスの持続的提供が困難となるおそれがあるか、といった点を審査するとしている。また、「計画の実施により基盤的サービスの提供が維持されると見込まれるか」との要件については、事業の抜本的見直し等の経営基盤強化のための措置の実施により、持続的提供が困難となるおそれがある基盤的金融サービスがどのような水準で維持・改善されていくか、あるいはコア業務純益(除く投資信託解約損益)⁵⁾が、基盤的金融サービスの提供の維持に必要な水準を将来も含めて確保できているか、例えば人口減少等を加味したコア業務純益(除く投資信託解約損益)が実施計画初期は赤字基調であったとしても、終期において増加基調に転じる見込みとなっているか、といった点を確認するとしている。

更に、主務大臣の認定を受けた実施計画の履行状況については、法第34条の12に基づき、主務大臣が、その計画期間中にモニタリングを実施し、

⁵⁾ 銀行等の本来業務による収支を表す代表的な指標。貸付や預金、為替取引等の本業による収支から経費及び一時的な変動要因(債券売却損益等)を控除して算出される。

履行状況に照らして必要があると認めるときは、計画の履行を確保するため、実施計画の認定を受けた金融機関（以下、認定金融機関という）に対して、監督上必要な措置を命ずることができることとされている。このため、認定金融機関は、年2回(9月期及び3月期)、主務大臣に対し、実施計画の履行状況報告書を提出し、経営基盤強化のための措置内容や基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項、経営基盤強化のための措置の実施による経営の改善効果、中小企業への金融円滑化等の地域経済活性化の方策など、実施計画に基づく各種方策の実施状況について報告を行っている。

このように「資金交付制度」の申請にあたり、実施計画において事業の抜本的な見直し等の経営基盤強化のための措置に関する内容はもちろんのこと、本制度の目的とする地域金融機能の維持や地域経済活性化のための具体的な方策等の記載を求めるとともに、そうした取組みが絵に描いた餅にならないよう、主務大臣による認定審査においてそれらの方策の実現可能性等を精査するとともに、主務大臣による計画期間中のモニタリングによる計画の履行確保を通じ、地域金融機能の維持に向けた経営基盤強化のための措置の実効性を確保している。

⑤ 資金交付契約の締結

では、主務大臣から実施計画の認定を受けた地域金融機関はどのように資金交付を受けるのだろうか。実は、資金交付の実務を行うのは主務大臣ではなく、預金保険機構（以下、機構という）になる。機構は、預金取扱金融機関が破綻した際の預金者の保護や破綻した金融機関の資金決済

の保護等を図る預金保険制度を運用する認可法人である。機構は、預金保険制度のほか、資本参加等の業務も担っているが、今般の法改正により新たに資金交付の業務が追加された形になる。

法第34条の15第1項によると、主務大臣による実施計画の認定を受けた地域金融機関（以下、認定金融機関という）は、機構に対し、2026年3月末までに資金交付契約の締結の申込みを行うことができる、とされている。つまり、資金交付は主務大臣による実施計画の認定を前提として機構と認定金融機関との個々の契約に基づいて行われるものであり、また本制度は時限措置となっている。

認定金融機関から資金交付契約の締結の申し込みを受けた機構は、その財務の状況等を勘案した上で、主務大臣及び財務大臣の認可を受けて、資金交付契約を締結することとなる（同条第3項）。つまり、本制度は機構の財務の状況次第では利用できなくなることを意味する。

⑥ 資金交付の財源

では、資金交付と機構の財務はどのように関係しているのだろうか。法第34条の15第5項によると、資金交付の財源は、機構の金融機能強化勘定の利益剰余金をもって充てるものとされている。金融機能強化勘定とは、資本参加業務を経理する勘定であり、機構の子会社である整理回収機構を通じて、資本参加を行った地域金融機関から支払われる配当収入等が利益剰余金として積み立てられている。預金保険機構（2024）によると、金融機能強化勘定の2023年度決算において、配当収入等の協定銀行納付金収入29億円、利益剰余金429億円となっている（図表1）。

このように資本参加による配当収入等が資金交

<図表1> 預金保険機構 金融機能強化勘定(2023年度決算)

【損益計算書】 (単位: 億円)

費用		収益	
資金交付業務費	9	協定銀行納付金収入	29
一般管理費	2	事業外収益	2
事業外費用	0	その他の収益	0
その他の費用	0		
費用合計	12	収益合計	31
当期利益金	19		

【貸借対照表】 (単位: 億円)

資産		負債及び純資産	
現金・預金	135	借入金・機構債	3,540
協定銀行貸付金	3,834	その他の負債	1
その他の資産	0	負債合計	3,541
		利益剰余金	429
		純資産合計	429
資産合計	3,970	負債・純資産合計	3,970

(出所) 預金保険機構(2024)「令和5年度預金保険機構年報」(p.184-185)より筆者作成
 ※四捨五入により合計値と各項目の合計値に若干の誤差が生じる場合がある。

<図表2> 資金交付業務の財源に充てることができる金額の限度額

(単位: 円)

年度	金額
2021年度	35,000,000,000
2022年度	35,000,000,000
2023年度	34,799,928,433
2024年度	33,849,125,332

(出所) 預金保険機構(2024)「令和5年度預金保険機構年報」(p.78)より筆者作成

付の財源になるわけだが、金融機能強化勘定の利益剰余金全てが財源になるわけではない。法43条の2第3項及び施行令⁶⁾32条の2によると、翌事業年度の資金交付に充てることができる金額は、当該事業年度における利益剰余金、又は2020年事業年度における利益剰余金(355億円)から各事業年度で資金交付した金額を控除した金額のうち、いずれか低い金額の範囲内で、内閣総理大

臣及び財務大臣の承認を受けた金額(初年度の2021年度に承認を受けた金額は350億円)と定められている。つまり、資金交付の財源は事実上350億円が上限となっている(図表2)。

⑦ 資金交付の対象経費

では、交付した資金は何のために使われるのであろうか。当然ながら、補助金の類と同様、資金

⁶⁾ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百四十号)

交付の用途にも制約がある。機構の資金交付要綱⁷⁾(以下、要綱という)によると、まず資金交付の対象となる経費は、機構と資金交付契約を締結した金融機関(以下、契約金融機関という)が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費とする旨が定められている(要綱第4条第1項)。

資金交付の対象となる経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費(以下、対象経費という)の内容としては、ITシステム投資等の経営基盤強化に必要な追加的な初期コストを想定しているが、具体的な内容については、内閣府令第107条において規定されている(参考1)。

<参考1>経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費(内閣府令第107条)

金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置として行う次に掲げる行為(他の者と連携して又は共同して行うものを含み、実施計画の実施期間内において行われるものに限る。)に要する物件費その他の経費(現金の支出を伴わない経費及び実施計画の実施にかかわらず経常に発生すると認められる経費を除く。)をいう。

- i 新商品若しくは新役務の開発若しくはは提供又は商品若しくは役務の新たな提供の方式の導入
- ii 業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムの導入
- iii 業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報システムの整備

- iv 営業所、事務所その他の施設の改修若しくは廃止又はその設備の新設、改修、増設若しくは廃止
- v 業務又は業務に関する事務の集約、委託その他の合理化
- vi その他その実施により金融機関等の経費の削減又は収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であって、当該金融機関等の利用者の利便の向上又は当該金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するものと認められるもの

上記のとおり、対象経費については、経営基盤強化のための措置が、各地域金融機関の規模・特性や地域の実情により様々であると想定されることから、幅広い行為がその対象となるよう規定されている。一方で、上記の規定だけでは抽象的で、具体的にどこまでの経費が対象経費として認められ、どこまでの経費が認められないかの線引きが必ずしも明確になっていない。こうしたことを踏まえ、2021年7月、金融庁は、資金交付制度の利用を検討している地域金融機関の理解の一助となるよう、「金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費(対象経費)の基本的な考え方等について」(金融庁(2021b))を公表した。

金融庁(2021b)では、対象経費の基本的な考え方や代表例等が示されている。対象経費の基本的な考え方については、例えば、内閣府令で「対象経費については実施計画の実施期間内において行われるものに限る」と定めているが、同ペーパーにおいては「機構との資金交付契約の締結後に発注・購入・契約締結等をしたものであって、かつ、

7) 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律第三十五条第三項の規定に基づく預金保険機構の業務の特例に係る業務方法書」とも呼び、資金交付業務の方法を定めている。

その納品及び支払いが実施計画の実施期間内に完了したものと、具体的な要件を明らかにしている。

また、対象経費の代表例については、i 情報システム関連、ii 営業所・事務所関連、iii 商品・サービス関連、iv 合併・経営統合関連、の4つの分類についてそれぞれ具体例を示している(参考2)。

ただし、これらの対象経費の代表例に形式的に該当するからと言って、その経費が直ちに対象

経費として認められるわけではない。本制度の公共性に鑑み、交付された資金が公正かつ効率的に使用されることが重要であるため、金融庁(2021b)では、対象経費については原則として一般競争に付すよう努める必要があることや、自ら調達する場合やグループ会社から調達する際に対象経費の中の利益相当分を除外することなどを契約金融機関に求めている。

<参考2>対象経費の代表例

経費の項目	経費の概要	代表例
i 情報システム関連	情報システムの整備(新規開発・更改、改修、統合)又は廃止に要する一時的な経費	情報システム整備のための業務の設計、要件定義を行う目的で行うドキュメント作成支援、調査研究等に要する経費 設計書の作成に要する経費 情報システムのプログラミング等による情報システムの開発に要する経費 システム移行やデータ移行に要する経費 ハードウェアを設置する設備、データ等を保管する設備等の設備整備に要する経費など
ii 営業所・事務所関連	設備の新設・改修・増設・廃止を行う場合に要する一時的な経費	設計書の作成に要する経費 施設・設備の工事経費や付随して必要となる設備・備品等購入経費 移転に伴い必要となる既存の施設・設備の修繕に要する経費 施設・設備の新設に伴う既存の施設・設備の撤去に要する経費 など
iii 商品・サービス関連	新たな商品・サービスの開発・提供や、商品・サービスの提供における新たな方式の導入において必要となる一時的な経費	マーケティング・コンサルティング等を含む調査経費 新たな商品開発に要する経費 など
iv 合併・経営統合関連	合併や経営統合に伴って一時的に必要となる諸経費	商号変更に伴う店舗看板、通帳、各種帳票等の変更に要する経費 コンサルティング経費 各種規程・内部マニュアルの作成・変更等に要する経費 など

(出所) 金融庁(2021b)「金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費(対象経費)の基本的な考え方等について」(p.5-7)より筆者作成

また、金融庁(2021b)では、対象経費とならないものの代表例についても明らかにしている。例えば、資金交付契約の締結前に発生した経費や、人件費・営業所の家賃など実施計画の実施にかかわらず金融機関等の通常の業務運営において経常的に発生すると認められる経費など、本制度の目的に照らし、対象経費とすることが適当ではないと判断される経費については対象外としている(参考3)。

このように対象経費や対象外の経費の具体例を示すことで、本制度の利用を検討している地域金融機関や契約金融機関において、実際に資金交付を受けることとなった際に対象経費についての認識の齟齬が生じないようにしている。

⑧ 資金交付の限度額と資金交付予定額

では、資金交付額はどのように決められるのであろうか。要綱では、資金交付の限度額は、対象経費の総額の3分の1又は30億円のいずれか低い額とする旨定められている(要綱第4条第2項)。つまり、資金交付額は、30億円を上限として対象経費の総額の3分の1までしか認められないということ

だ。本制度の財源として確保されている金額(350億円)を踏まえると、1件あたり上限30億円の資金交付を受けたとして、単純計算で最大10件強の利用を想定した制度設計としていることが窺える。

いずれにせよ、資金交付の財源が有限である以上、主務大臣や機構は本制度を運用する上で、個々の地域金融機関に対する資金交付予定額を予め把握する必要がある。このため、本制度を利用しようとする地域金融機関は、主務大臣への実施計画の認定申請に際し、経営基盤の強化のための措置内容や交付を求める資金の額等を実施計画に記載しなければならないと定められている(法第34条の10第2項)。また、機構との資金交付契約の締結に際しても、資金交付契約締結申込書に実施計画に経営基盤の強化のための措置内容や交付を求める資金の額に加え、対象経費の額等について記載する旨が規定されている(要綱第5条第2項第3号)。

これまでに機構と資金交付契約を締結した件数は6件であり、資金交付予定額の累計額は約150億円となっている(図表3)。これは資金交付の財源(350億円)の約4割強にあたる。

<参考3>対象経費とならないものの代表例

対象経費とならない経費
金融機関等自らが負担・支払いを行うものではない経費
資金交付契約の締結前に発生した経費
人件費や営業所の家賃など実施計画の実施にかかわらず金融機関等の通常の業務運営において経常的に発生すると認められる経費
減価償却費などの金融機関等において実際に現金の支出を伴わない経費
減価償却資産の耐用年数等に関する省令の定める法定耐用年数が20年を超える財産の取得に要する経費
土地などの耐用年数がない財産の取得に要する経費
その他、資金交付の目的に照らし、対象経費とすることが適当ではないと判断されるもの

(出所) 金融庁(2021b)「金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費(対象経費)の基本的な考え方等について」(p.8-10)より筆者作成

<図表3>資金交付契約に基づき交付する資金の予定額

(単位:円)

契約年月日	契約金融機関	資金交付契約に基づき交付する 資金の予定額
2022年3月30日	青森銀行・みちのく銀行	3,000,000,000
2022年10月4日	愛知銀行・中京銀行	3,000,000,000
2023年6月9日	八十二銀行・長野銀行	3,000,000,000
2023年6月9日	はばたき信用組合・三條信用組合	85,625,790
2024年10月4日	福井銀行・福邦銀行※	3,000,000,000
2024年10月4日	荘内銀行・北都銀行	3,000,000,000
	累計額	15,085,625,790

※ 福邦銀行は2021年10月6日に資金交付契約を締結し、資金交付実績があるが、福邦銀行と福井銀行の合併に向け2024年9月30日、既存の資金交付契約の解除に合意し、改めて福井銀行・福邦銀行と資金交付契約を締結。

(出所) 預金保険機構(2025)「資金交付の実施状況等(令和7年1月31日現在)」等より筆者作成

⑨ 資金交付の方法と実績

では、資金交付はどのような方法で行われるのだろうか。実は機構と資金交付契約が締結されたからといって、資金交付予定額の全額が契約金融機関に直ちに交付されるわけではない。要綱によると、まず契約金融機関は「対象措置実施状況等報告書」(以下、報告書という)を機構に提出し、経営基盤の強化のための措置の実施状況等を報告しなければならない(要綱第10条)。そして、機構は、当該報告書や添付書類に基づき審査した上で、契約金融機関に対して交付できる資金の額を認定することとしている(要綱第11条第1項)。そして、この認定に基づいて契約金融機関に資金が交付されることとなっている(同条第2項)。ただし、全ての契約金融機関の交付できる資金の額の合計額が、資金交付の財源となる利益剰余金を超える場合は、資金交付の減額又は不交付となり、当該差額は実施計画期間中の利益剰余金から交付されることとなる(同条第3項)。

契約金融機関による機構への報告書の提出は半期毎とされている。したがって、契約金融機関への資金交付も半期毎になる。例えば、契約金融機関が上半期(4月から9月末まで)の報告書を機構に提出した場合、機構は上半期中の対象経費と交付できる資金の額を審査の上認定をし、下半期中の翌年1月末に資金交付を行う。下半期(10月末から翌年3月末まで)の報告書の場合の資金交付は翌年7月末(上半期)になる。

これまでの資金交付実績は累計約54億円となっている(図表4)。これは資金交付予定額の3分の1超に相当する。

III 最後に

本稿では、「資金交付制度」に仕組みと運用状況について、①金融機能強化法の変遷と特徴、②資金交付制度の枠組みと意義、③資金交付制度の対象、④実施計画の認定と実効性確保、⑤資

<図表4>資金交付額の実績

(単位:円)

契約金融機関	前年度まで	2024年度	累計
福邦銀行	175,374,157	56,704,875	232,079,032
青森銀行・みちのく銀行 (現青森みちのく銀行)	631,148,100	1,838,434,951	2,469,583,051
愛知銀行・中京銀行 (現あいち銀行)	310,969,312	1,662,920,549	1,973,889,861
八十二銀行・長野銀行	28,698,166	621,435,623	650,133,789
はばたき信用組合・ 三條信用組合 (現はばたき信用組合)	4,684,933	32,805,116	37,490,049
福井銀行・福邦銀行※	—	—	—
荘内銀行・北都銀行	—	—	—
合計	1,150,874,668	4,212,301,114	5,363,175,782

※ 福邦銀行は2021年10月6日に資金交付契約を締結し、資金交付実績があるが、福邦銀行と福井銀行の合併に向け2024年9月30日、既存の資金交付契約の解除に合意し、改めて福井銀行・福邦銀行と資金交付契約を締結。

(出所) 預金保険機構(2025)「資金交付の実施状況等(令和7年1月31日現在)」より筆者作成

金交付契約の締結、⑥資金交付の財源、⑦資金交付の対象経費、⑧資金交付の限度額と資金交付予定額、⑨資金交付の方法と実績、の観点から、資金交付の実務を含めた本制度の全容を体系的に概観してきた。

本稿のポイントをおさらいする。第一に、資金交付制度は、従来の公的資本制度とは異なる新たに付加された枠組みとして創設されたものである。第二に、資金交付制度は公的資金制度より時間軸の観点でもう少し先の未来で財務の健全性に対するリスクが顕在化し、将来的に金融機能の維持に支障をきたす事態を防ぐための制度であり、また金銭的なインセンティブの付与により、地域金融機関による早め早めの事業の抜本的な見直しの実施を促すことが期待される。第三に、資金交付制度は、基盤的金融サービスの提供の維持

のために必要な事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤強化のための措置を対象としている。第四に、経営基盤強化のための措置内容や地域金融機能の維持・地域経済活性化のための方策等を盛り込んだ「実施計画」の策定や、主務大臣による履行状況のモニタリングにより、資金交付制度の実効性を確保している。第五に、資金交付は機構と地域金融機関との資金交付契約の締結により実施される。第六に、資金交付の財源は機構の金融機能強化勘定の利益剰余金により最大350億円確保されている。第七に、資金交付の対象経費は、経営基盤強化のための措置として、i 情報システム、ii 営業所・事務所、iii 商品・サービス、iv 合併・経営統合に関する用途に限定されており、また資金の公正かつ効率的な使用等が求められている。第八に、資金交付の限度額は対象

経費の総額の3分の1(上限30億円)と定められており、資金交付予定額は実施計画認定時や資金交付契約の締結時に定められる。第九に、資金交付は機構による経費の審査と資金交付の額の認定を経て、年2回実施される。

これまでの実績については、本制度の創設以降、累計6件の資金交付契約の締結があり、資金交付予定額は累計で約150億円に及ぶ。そうした中、資金交付実績はこれまで累計約54億円と、資金交付予定額の3分の1超程度であり、各契約金融機関による実施計画の履行状況や経営基盤の強化のための措置の実施状況は未だ途上段階にあると言える。一方で、今後の合併予定も含めると、契約金融機関の全てが合併を実施ないし実施予定としている点では、本制度により地域金融機関の事業の抜本的見直しの早期実施の促進に一定程度寄与しているものと評価できよう。

しかし、合併や経営統合等の事業の抜本的見直しの早期実現は本制度の狙いではあるものの、本丸は、その先にある人口減少地域における持続的な地域金融機能(基盤的金融サービスの提供)の確保とそのための経営基盤の確保にある。本制度の活用を通じて、契約金融機関が持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、実施計画に基づき具体的にどのような取組みを講じ、どのような成果を挙げているかについては、今後検証していく必要がある。

また、上記に加え、本制度の利用申請期限は2026年3月末とされていることを踏まえ、期限到来時の本制度の期限の延長の有無⁸⁾や、延長された場合の要件の見直しの有無など、今後の本制度の動向も注目である。

参考文献

- ◎大和総研(2020)「地銀の次世代ビジネスモデル～押し寄せる業界再編の波を乗り越える～」、日経BP(p30-31)
- ◎金融庁(2021a) アクセスFSA217号「資金交付制度の創設について」
<https://www.fsa.go.jp/access/r3/217.html#topics4>
- ◎金融庁(2020) 金融審議会「銀行制度等ワーキング・グループの報告書の公表について」
https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20201222.html
- ◎中小企業庁(2025)「倒産の状況(令和7年1月分)」(2025年4月1日最終確認)
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/tousan/index.html>
- ◎金融庁(2004) アクセスFSA20号「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」及び「預金保険法の一部を改正する法律」について
<https://www.fsa.go.jp/access/16/200407d.html>
- ◎金融庁(2025a)「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(令和7年3月)」(2025年4月1日最終確認)
<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/chusho/index.html>
- ◎預金保険機構(2024)「預金保険機構令和5年度年報」(p.78、184-185)
https://www.dic.go.jp/happyo/page_001991.html
- ◎金融庁(2021b)「金融機関等が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費(対象経費)の基本的な考え方について」
<https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/shikinkohu/14.pdf>
- ◎預金保険機構(2021)「資金交付要綱(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第三十五条第三項の規定に基づく預金保険機構の業務の特例に係る業務方法書)(2021年7月21日施行)」(2025年4月1日最終確認)
https://www.dic.go.jp/kikotoha/page_000765_00002.html
- ◎預金保険機構(2025)「資金交付の実施状況等(令和7年1月31日現在)」(2025年4月1日最終確認)
https://www.dic.go.jp/katsudo/010_00191.html

⁸⁾ 金融財政事情研究会(2025)は、独禁法の特例法の期限に合わせて本制度を2030年まで延長する可能性について言及している。

- ◎金融庁(2025b) 「実施計画の履行状況(令和6年9月期)について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250328/20250328-2.html>
- ◎金融財政事情研究会(2025) 週刊金融財政事情 2025.1.21号「資金交付制度の期限延長をもくろむ金融庁に問われる大義」(p.6-7)

Structure and Operational Status of the Fund-Grant System

Noriyoshi Muro

The Financial Functions Strengthening Act was amended in May 2021, and the “Fund-Grant System” was established in July. The System is intended to contribute to encourage strengthening the managerial base as fundamental business restructuring by regional financial institutions, and to facilitate their sound and efficient management of businesses and regional economic revitalization.

This paper aims to systematically organize the framework of the System from nine perspectives, including practical aspects of its operation.

First, the System was established as a newly added framework distinct from the public capital injection system.

Second, the timeline assumed by the System differs from that assumed by traditional public capital injection system.

Third, the System targets measures to strengthen managerial base to maintain the provision of fundamental financial services.

Fourth, the effectiveness of the System is ensured through monitoring of an Action Plan’s progress by the competent minister.

Fifth, fund grants are conducted based on the conclusion of fund grant agreements between DICJ and regional financial institutions.

Sixth, the financial resources for fund grants are secured up to a maximum of 35 billion yen from the retained earnings of the Financial Function Strengthening Account of DICJ.

Seventh, the eligible expenses for the grants are strictly limited to those related to strengthening the managerial base, specifically: (i) information systems, (ii) branches and offices, (iii) products and services, and (iv) mergers and business integrations.

Eighth, the maximum grant amount is set at one-third of the total eligible expenses (up to a ceiling of 3 billion yen).

Ninth, fund grants are provided twice a year, following the DICJ’s review of the expenses and certification of the grant amount.

